

# ドイツ会計・税務ニュースレター

## 第 41 回 税務

### 移転価格文書化要件の見直し

2024 年 11 月

#### はじめに

ドイツ連邦議会は 2022 年末に厳格化された移転価格文書化要件を再度見直し、適用スケジュールを大幅に前倒しました。企業は速やかに対応を検討する必要があります。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

#### Contents

- 移転価格文書の作成義務がある企業
- 文書化要件の見直し
- トランザクションマトリックスの内容
- 適用スケジュールの前倒し

#### 移転価格文書の作成義務がある企業

国外関連者との国境を越えた取引（例：他のグループ会社への商品やサービスの販売、ライセンスの供与、融資など）がある企業は、移転価格文書を作成する必要があります。ただし、中・小規模企業の場合には一定の免除要件があります<sup>1</sup>。税務当局は、国外関連者間の取引価格が独立企業間価格と整合しているかを確認するために、移転価格文書を利用します。

<sup>1</sup> ドイツでは、以下に該当する企業に各文書の作成義務が生じる。

- ローカルファイル：原則として全ての納税者に作成義務があるが、国外関連者との棚卸資産取引の総額が 6 百万ユーロ未満、または 国外関連者とのサービス取引の総額が 0.6 百万ユーロ未満の場合には免除規定がある
- マスターファイル：多国籍グループ企業に属し、前事業年度のドイツ法人の売上高が 100 百万ユーロ以上の場合
- 国別報告書（CbCR）：前事業年度の連結売上高が 750 百万ユーロ以上の場合（最終親会社が作成）

## 文書化要件の見直し

2022 年末、連邦議会は移転価格文書化要件を大幅に強化しました。特に、租税通則法（AO）第 90 条に新たに第 4 項が追加され、税務調査時には特に要求が無くとも、調査の通知から 30 日以内に移転価格文書を提出する必要があることとされました<sup>2</sup>。

このルールがかなりの批判にさらされたこともあり、連邦議会は今般、これに関する 2 つの変更を行いました<sup>3</sup>。

まず、移転価格に関する企業の記録義務に、これまでの国外関連者取引の概要とその妥当性を説明する文書（いわゆるローカルファイル）に加えて、新たにトランザクションマトリックスが含まれました。一方、税務調査の通知後、特に要求がなくとも 30 日以内に提出が必要となるのは、次の書類に限定されることになりました。

- トランザクションマトリックス
- マスターファイル（該当する場合）
- 臨時的取引の記録（該当する場合）

ローカルファイルは税務当局による明示的な要求があった場合にのみ提出すれば足りるため、納税者にとって一定の負担軽減につながります。

## トランザクションマトリックスの内容

トランザクションマトリックスの内容は、利益配分に係る文書化規定（GAufzV）で詳細に規定される見込みですが、現時点では下記が含まれる予定です。

- a) 商取引の種類と性質
- b) 商取引に関与する者（例：サービス提供者と受益者）
- c) 取引量と報酬
- d) 契約の根拠
- e) 適用される移転価格算定手法
- f) 取引に関連する税務管轄区域
- g) 商取引が関連する税務管轄区域における標準課税の対象かどうか

当局の要請にも関わらずトランザクションマトリックスが提出されない場合、最低 5,000 ユーロの罰則が科されます。新規制では、トランザクションマトリックスの未提出を、その他のビジネス文書の未提出または使用できない記録の提出と同等に扱っています。

<sup>2</sup> 詳細は第 12 回 ニュースレター参照。

<sup>3</sup> 第 4 回官僚主義救済法、2024 年 10 月 29 日 連邦官報 No.323

### 適用スケジュールの前倒し

これらの変更に加えて、改正のタイミングも前倒しされました。2022 年末に導入された AO の厳格化措置は 2025 課税年度から適用となるため、実質的にはほぼ 2028 年以降に実施される税務調査から影響が生じますが、今回の AO 第 90 条の改正については 2025 年 1 月 1 日より適用となります。したがって、2025 年以降に税務調査が見込まれる企業で、トランザクションマトリックス、および該当する場合にマスターファイルと臨時的取引の記録を用意していない企業は、速やかにこれらの文書の準備を開始する必要があります。

移転価格の文書化にサポートが必要ですか？ 当社の専門家が喜んでお手伝いいたします。

### お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザリー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

### 担当者



**井上 広志 Hiroshi Inoue**

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E [hiroshi.inoue@de.gt.com](mailto:hiroshi.inoue@de.gt.com)

W [grantthornton.de](http://grantthornton.de)

### Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。